

湖南省障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会委員名簿

【第2次障がい者計画(中間見直し)、第5期障がい福祉計画】

平成29年7月～平成30年3月 (敬称略)

	氏名	所属・職	分野
委員	樽井康彦	龍谷大学社会学部現代福祉学科准教授	学識経験者 (障がい福祉)
	植西敏生	人権擁護委員	学識経験者 (人権)
	松浦加代子	市立菩提寺小学校 校長	学識経験者 (特別支援教育、発達障がい)
	本谷研司	阿星山診療所 所長	学識経験者 (医療)
	絹川崇子	湖南省手をつなぐ親の会	関係団体の代表者
	上野実	湖南省障がい児者団体連絡協議会	関係団体の代表者
	中島秀夫	甲賀地域ネット相談サポートセンター管理者	福祉事業者
	金子秀明	支援センターこのゆびとまれ所長	福祉事業者
	山崎秀樹	ワークステーション虹所長	福祉事業者
	太田正則	落穂寮施設長	福祉事業者
	大槻敏明	さわらび作業所所長	福祉事業者
	桐高とよみ	NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー所長	福祉事業者
	福村敏明	NPO法人さぼてん理事	福祉事業者
	北村克家	カルビー・イートーク(株) 代表取締役社長	雇用(企業)
	富江正実	甲賀公共職業安定所 統括職業指導官	雇用(行政)
	辻井肇	湖南省民生委員児童委員	地域福祉 (民生委員児童委員)
	山口雅己	湖南省社会福祉協議会	地域福祉 (社会福祉協議会)
	望月惇二	身体障がい者相談員	市民(当事者)
	谷口透	下田南区長	市民(地域)
	寺岡ゆみ子	県立三雲養護学校 進路指導部長	教育 (特別支援学校)
久保憲二	市民	市民(公募)	

湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会運営規則

平成25年3月28日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省付属機関設置条例（平成25年湖南省条例第8号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務について調査及び検討し、意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者又は福祉事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 条例第3条第2項に基づき、特定又は専門の事項について調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、検討結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障がい者計画の策定及び推進に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領でいう公開とは、次のことをいう。

- (1) 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴すること。
- (2) 会議の内容を公表すること。

(公開方法)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

2 委員会は、公開に関し必要な措置を講ずる。

3 会議の内容の公表は、市のホームページに掲載することにより行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は定めない。ただし、委員長が議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとするものは、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名等を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できないもの)

第6条 次のいずれかに該当するものは、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれがあるものを所持しているもの。
- (2) 議事の進行を妨げるおそれのあるものを所持しているもの。
- (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められるもの。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 傍聴人は、係員の指示に従うものとする。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第8条 公開に関し、この要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、これに従わないときは、退場させることができる。

(定めのない事項)

第9条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は平成29年7月5日から施行し、その翌日以降に開催する会議に適用する。

湖南市の障がい福祉の概要について

手帳保持者の状況

単位：人
H29. 4. 1時点

◆総人口

4月1日現在総人口	54,789
-----------	--------

◆身体障害者手帳交付者数

等級別	障がい児 (18歳未満)	障がい者 (18歳以上)	計
計	44	1,703	1,747
1級	18	485	503
2級	9	249	258
3級	8	260	268
4級	7	446	453
5級	0	151	151
6級	2	112	114

種類別	障がい児 (18歳未満)	障がい者 (18歳以上)	計
計	44	1,703	1,747
視覚障がい	2	92	94
聴覚・平衡機能障がい	10	154	164
音声言語そしゃく機能障がい	0	21	21
肢体不自由	24	944	968
内部障がい	8	492	500

◆療育手帳交付者数

	障がい児 (18歳未満)	障がい者 (18歳以上)	計
計	166	399	565
A (最重度・重度)	37	130	167
B (中度・軽度)	129	269	398

◆精神障害者保健福祉手帳交付者数

	障がい児 (18歳未満)	障がい者 (18歳以上)	計
計	5	333	338
1級	0	19	19
2級	4	203	207
3級	1	111	111
総計	215	2,435	2,650

「第2次湖南省障がい者計画」及び「第5期湖南省障がい福祉計画」の策定方針（案）

1. 両計画の位置づけ

(1) 法的根拠

① 「第2次湖南省障がい者計画」

- ・ 「障害者基本法第11条第3項」に基づく「市町村障害者計画」
- ・ 障害者のための施策全般に関する指針を示す基本計画
- ・ 国の障害者基本計画（第3次、第4次 [今年度策定予定]）に基づき策定する

② 「第5期湖南省障がい福祉計画」

- ・ 「障害者総合支援法第88条第1項」に基づく「市町村障害福祉計画」
- ・ 「児童福祉法第33条の20第1項」に基づく「市町村障害児福祉計画」を含む
- ・ 「障害者総合支援法第88条第6項」「児童福祉法第33条の20第6項」に基づき、「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」は、一体のものとして作成可
- ・ 障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を示す実施計画
- ・ 国の基本指針（H29.3.31厚生労働省告示、H30.4.1適用）に基づき策定する。

(2) 計画の期間

		年度											
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
みんなでとりくむ つばさプラン	湖南省 障がい者計画	第1次計画						第2次計画					
	湖南省 障がい福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画 (含、障がい児福祉計画)		

2. 近年の国の主な動向

(1) 法制度関係

- ① 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正（H28.6.3 公布（一部同日施行）、H30.4.1 施行）
 - ・ 「自立生活援助」「就労定着支援」の創設
 - ・ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）
 - ・ 地域共生社会への転換

- ② 「発達障害者支援法」の改正（H28.6.1 公布、H28.8.1 施行）
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

- ③ 「障害者差別解消法」の制定（H25.6.26 公布（一部同日施行）、H28.4.1 施行）
 - ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供

- ④ 「成年後見制度利用促進法」の制定（H28.4.15 公布、H28.5.13 施行）
 - ・ 成年後見制度利用促進計画の策定（H29.3.24 閣議決定）

- ⑤ 「ニッポン一億総活躍プラン」（H28.6.2 閣議決定）
 - ・ 障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援
 - ・ 地域共生社会の実現

(2) 「障害者基本計画」と「基本指針」

- ① 第4次障害者基本計画 [今年度策定予定]
 - ・ 「障害者基本法」に基づく基本理念や基本原則
 - ・ アクセシビリティ(※)の向上、当事者本位の総合的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援等の各分野に共通する横断的視点
 - ・ 命の大切さ等に係る国民の理解促進
 - ※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

- ② 基本指針
 - ・ 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ・ 各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - ・ 地域生活支援事業の実施に関する事項
 - ・ 関係機関との連携に関する事項

<基本指針見直しのポイント>

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 発達障がい者支援の一層の充実

3. 湖南省の策定方針（案）

1. 法制度等の変化や社会動向に即応する

2. 計画の進捗を踏まえる

- ・ 統計等諸指標の動向、各種の調査結果等により計画の進捗を評価し、法制度の変化や社会動向を踏まえ、課題と取り組み方針を時点更新する。

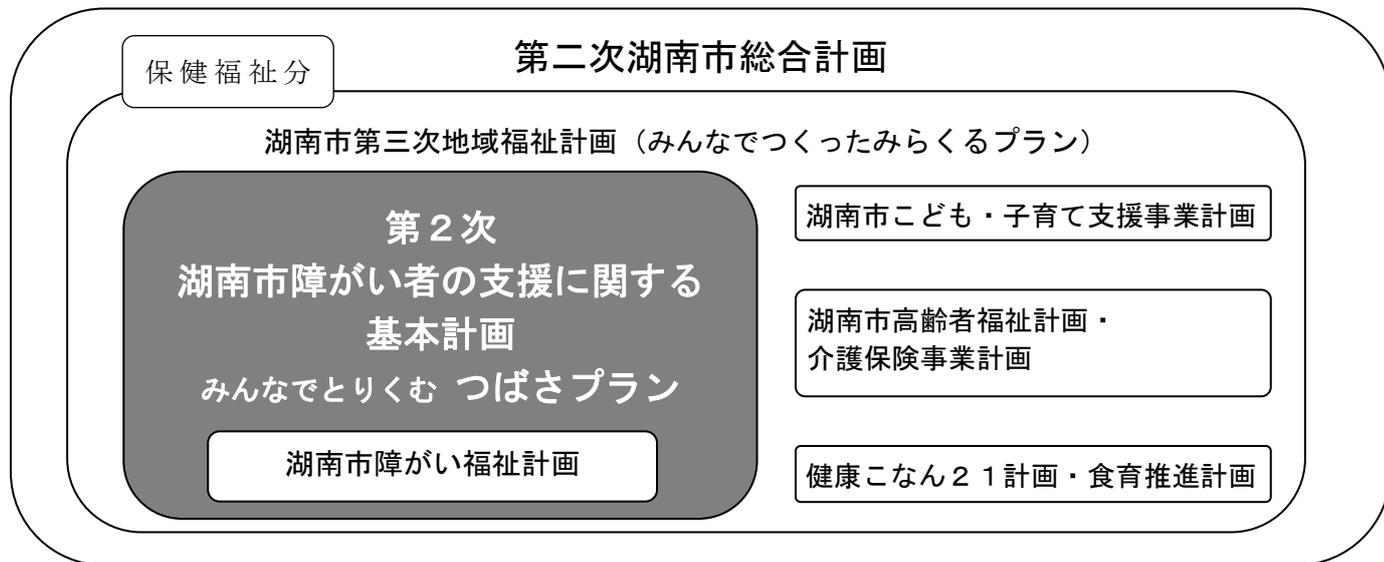
3. 上位・関連計画との整合を図る

- ・ 「第二次湖南省総合計画（平成 28 年 4 月）」および「第三次湖南省地域福祉計画（平成 29 年 3 月）」の策定を受けて、構成と内容の面からの整合を図る。

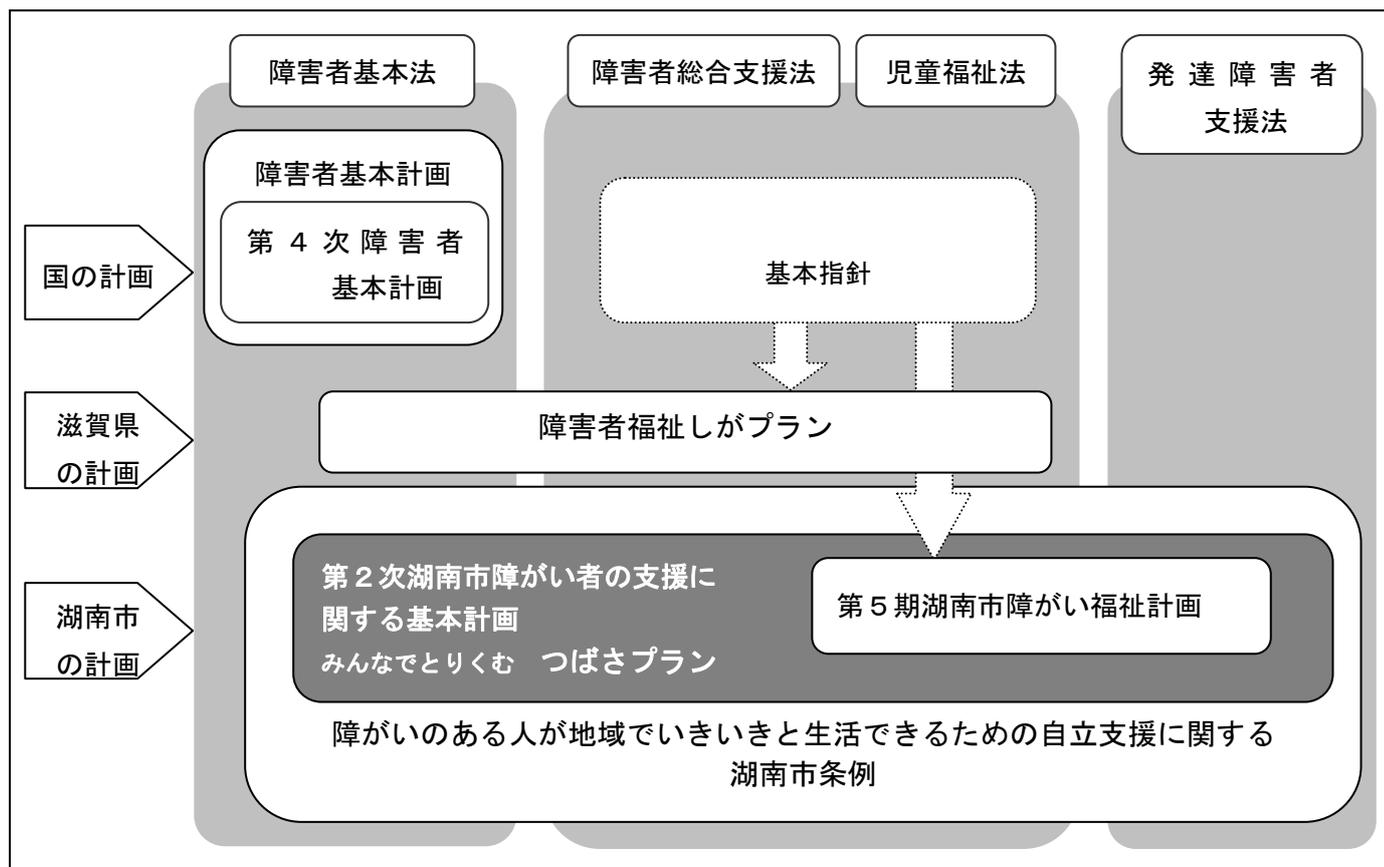
4. 計画書の使いやすさを向上させる

- ・ 障がい者計画について、現計画の、「みんなでとりくむ」の表現に込められた思いや、施策体系の基本的な構成を尊重・踏襲した中間見直しを図ることとする。
- ・ その上で「行政が計画期間に行うこと」を明確にし、「計画期末の目標」と「進捗を図る指標」を設定した計画とすることで、より適切な進行管理ができるように図る。

湖南省の他の計画との関係



国、県計画との関係



湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定スケジュール(案)
 (第2次障がい者計画(中間見直し)、第5期障がい福祉計画)

月	日	内容
平成29年 7月	5日	【第1回策定委員会】 策定委員会について(委員委嘱・委員長・副委員長の選任) 各計画の位置づけについて 計画の「策定方針」とスケジュールについて
8月		・障がい者施策推進協議会①(現計画の評価等)
9月	上旬 ～中旬 下旬	・団体懇談会開催 ・甲賀地域障害児・者サービス調整会議からの意見聴収 【第2回策定委員会】 現状と課題について 障がい者計画(素案)(たたき台)の協議① 団体懇談会の結果について 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の意見内容の確認
10月	中旬	【第3回策定委員会】 障がい者計画(素案)(たたき台)の協議②
11月	下旬	【第4回策定委員会】 障がい者計画(案)、障がい福祉計画(案)の協議
12月	下旬 下旬	【第5回策定委員会】 障がい者計画(案)、障がい福祉計画(案)の協議(指標数値等) サービス見込み量の推計 パブコメ(案)について ・パブリックコメント(1月下旬まで)
平成30年 1月	下旬	↓ ・障がい者施策推進協議会②(協議会からの意見聴収)
2月	下旬	【第6回策定委員会】 パブコメの意見について 障がい者施策推進協議会の意見内容の確認 計画(案)について
3月		・計画書(概要版含)編集・印刷

※必要に応じて部会を設置・開催

※状況に応じて第4回策定委員会を遅らせ第5回を割愛する可能性もあります。